

印旛広域水道用水供給事業再評価

1. 評価対象事業

水道水源開発施設整備事業（霞ヶ浦導水）

特定広域化施設整備事業

※ 水道水源開発施設整備事業（霞ヶ浦導水）と特定広域化施設整備事業は一体不可分で効果が発現することから、両事業を一括して再評価を実施している。

2. 委員会の審議経過

(1) 第1回 令和7年11月28日（金）

- 内容
- ・ 印旛広域水道用水供給事業の再評価の概要について
 - ・ 印旛広域水道用水供給事業の再評価に係る水需要予測について
 - ・ 印旛広域水道用水供給事業の再評価に係る投資効果分析について

(2) 第2回 令和8年2月3日（水）

- 内容
- ・ 印旛広域水道用水供給事業の再評価について
 - ・ 意見の取りまとめ

3. 事業再評価委員会からの意見

印旛広域水道用水供給事業における「水道水源開発施設整備事業（霞ヶ浦導水）」及び「特定広域化施設整備事業」の再評価について審議した結果、事業の継続が妥当であると判断する。

については、今後も社会経済情勢の変化等を見極め、水需要の動向および水源開発の状況を的確に把握し、効率的な事業雲煙を図るよう求める。

水道水源開発等施設整備費補助事業評価概要

○基本情報

事業実施主体	印旛郡市広域市町村圏事務組合				事業種別	用供			
補助区分(大)	水道水源開発施設整備費、水道広域化施設整備費								
補助区分(中)	水道水源開発施設整備費、水道広域化施設整備費								
事業内容	水道水源開発施設整備事業(霞ヶ浦導水)、特定広域化施設整備事業								
工 期	始期	S56	終期	R12	補助年度	始期	S56	終期	R12
前回評価	評価種別	再評価	評価方法	量反	B/C	全体	5.50	時期	R2
						残事業	4.15		
今回評価	評価種別	再評価	評価方法	量反	B/C	全体	6.03	時期	R7
						残事業	2.50		
事業概要 (目的・必要性、内容、効果等)	印旛地域は、昭和40年代以降都市化が進み人口の増加が顕著となったが、昭和49年7月に印旛地域全域が地下水採取規制区域に指定されたことから、新規の需要に対処するため水源を表流水に求めなければならなくなった。印旛地域8市町1企業団の水道用水の長期安定供給のため水源の確保と財政投資の効率化を図ることを目的として水道用水供給事業を創設した。 霞ヶ浦導水、ハツ場ダムを水源として、北総浄水場及び施設利用している千葉県水道局柏井浄水場において浄水処理を行い、送水管により印旛地域8市町1企業団に用水供給を行う。他の適切な代替案がなく、地域への水の供給のためには不可欠な事業である。								

○評価の内容

評価項目	評 価 結 果													
①社会経済情勢等 水需要の動向等 水源の水質の変化等 当該事業に係る要望等 関連事業との整合 技術開発の動向	水需要の動向等：給水人口は令和3年度をピークに減少に転じている。一日最大給水量は令和7年度にピークとなる見通しである。 水源の水質の変化等：特に悪化の傾向は見られない。また、構成団体の自己水源についても特に報告はない。 当該事業に係る要望等：構成団体の自己水源のうち暫定井戸が、新たな水源を確保するまでの間の暫定的な措置として特別に使用が認められているため、構成団体から代替水源の確保を要望されている。 関連事業との整合：水源開発施設整備事業は、霞ヶ浦導水の施行主体は国土交通省であり、当組合は事業の費用を負担している。水源開発の計画に沿って負担しており、事業の整合性について問題はない。また、特定広域化施設整備事業は、構成団体の水需給計画に沿って施設整備を計画しており、浄水処理を千葉県企業局に委託しているが、浄水場等施設の拡張計画は、千葉県企業局と協議を行いながら検討しており、整合を図っている。 技術開発の動向：高度処理について、千葉県企業局が行う北総浄水場の高度処理施設を共同で建設し、導入する予定である。													
②事業の進捗状況 用地取得の見通し 関連手続き等 工事工程 事業実施上の課題	用地取得の見通し：水源開発施設整備事業の霞ヶ浦導水について、利根導水路及び那珂導水路の用地取得は100%完了しており、地下トンネル部分については区分地上権設定により事業を実施している。区分地上権設定については、令和7年3月末現在、利根導水路は100%完了、那珂導水路の石岡トンネル区間では100%完了し、土浦トンネル区間では0%となっている。特定広域化施設整備事業については、北総浄水場及び木下取水場の用地は千葉県企業局が所有しており、新たな用地の取得は必要ない。送水管路については、公道の専用により整備を行うため、用地取得の予定はない。 関連手続き等の見通し：印旛広域水道用水供給事業は、平成7年3月31日に創設事業変更認可を取得し、水源開発施設整備事業(霞ヶ浦導水)、特定広域化施設整備事業を継続中である。霞ヶ浦導水の建設に関する基本的な事項は、水資源開発促進法に基づき、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(フルプラン)」において位置づけられている。 工事工程：令和2年12月に霞ヶ浦導水事業計画の変更がなされ、工期が平成35年度(令和5年度)から令和12年度に変更された。 事業実施上の課題：霞ヶ浦導水の計画に合わせて建設工事を施工する必要がある。 また、北総浄水場は千葉県企業局の既存施設に当組合分施設を増設するものであるため、既存施設と整合する設計が必要となる。													
③コスト削減	水源開発については、事業主体が国土交通省であり、国、関係自治体、利水者からなる「霞ヶ浦導水事業のコスト管理等に関する連絡協議会」を設置し、コスト削減の達成状況等の協議を行いながら、毎年度コスト管理等を行っている。 水道施設整備については、適切な維持管理を実施し、施設の延命化を図るとともに、設備の更新時など汎用品の採用やリサイクル材を活用して工事費の低減化を図っている。													
④代替案等の可能性	代替案として、既存表流水源の活用、地下水の利用、海水淡水化の検証を行った。既存表流水源の活用は、他の転用や譲渡の可能性は見込めず、地下水の利用は、千葉県環境保全条例で地下水採取規制区域に指定されるため代替案として成り立たない。また、海水淡水化は、当該事業と比較して高額となるため採用できない。													
⑤事業の費用対効果分析 (コスト及び便益の内容を簡潔に記載すること。)	(コスト、便益の内容) 費用は、事業費として霞ヶ浦導水の負担金を計上する。また、水道施設整備に関しては、すでに完成している奈良俣ダム、ハツ場ダム相当分を除いた事業費を計上した。 便益は、令和2年度～令和6年度の日別給水実績から給水制限日数を算定し、生活用水、業務営業用水、工場用水に分けて被害額を算定した。													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">全体</td> <td style="width: 10%;">便益 (B)</td> <td style="width: 15%;">2,968,061,506</td> <td style="width: 10%;">千円</td> <td style="width: 10%;">コスト (C)</td> <td style="width: 15%;">492,060,613</td> <td style="width: 10%;">千円</td> </tr> <tr> <td>残事業</td> <td></td> <td>313,342,072</td> <td></td> <td></td> <td>125,328,991</td> <td></td> </tr> </table>	全体	便益 (B)	2,968,061,506	千円	コスト (C)	492,060,613	千円	残事業		313,342,072			125,328,991
全体	便益 (B)	2,968,061,506	千円	コスト (C)	492,060,613	千円								
残事業		313,342,072			125,328,991									
⑥その他 環境への影響 安全性	評価対象事業は、他の適切な代替案がなく、地域への水の供給のためには不可欠な事業である。今後は、水質など安全性を確かめながら事業を行っていく。													
⑦参考 (評価結果、地元での注目度等)	当該事業の費用便益比(B/C)は良好な数値を示しており、費用対効果の面から十分な効果が見込まれる。よって、事業は継続することが妥当であると判断する。													